

仕 様 書

- 1 件 名 学童クラブ機械警備業務委託
- 2 履行場所 府中市立学童クラブ 22 か所（別紙 1 及び定期点検一覧のとおり）
- 3 目 的
本業務は、府中市が所有し、又は管理する学童クラブに機械警備を実施し、施設内の財産を保護するとともに、施設運営の安全確保に寄与することを目的とする。
- 4 警備実施時間
 - （1）警備実施時間は、別紙 2 のとおりとする。
 - （2）施設の開館日、休館日その他の運営状況に変更が生じた場合は、当該変更に合わせて警備実施時間を変更するものとする。
 - （3）警備実施時間は、委託者の都合により変更することができる。
- 5 警備機器等の設置及び撤去
 - （1）本業務には、警備及び通信に必要な機器類の設置を含むものとする。
 - （2）受託者は、既設機器、施設図面及び現行の機器構成を参考として、業務の遂行に必要なかつ適切な機器の配置、種類及び数量を設定し、事前に委託者の承認を得るものとする。
 - （3）一般電話回線又は無線通信回線を使用して警備を行うことができる。
 - （4）本業務の終了又は中途解約等により機器を撤去する場合は、受託者の負担により原状に復旧するものとする。ただし、委託者が別に指示した場合は、この限りでない。
- 6 業務内容
 - （1）機械警備
 - ア 各施設の既設警備機器が対象とする侵入、火災、ガス漏れ等の異常を感知し、警備本部へ自動的に通報する遠隔警備を行う。
 - イ 警備装置の作動開始及び解除は、原則として施設職員が行うものとし、異常信号を受信した場合の確認及び必要な操作は、受託者が行う。
 - ウ 作動開始及び解除にカード等が必要な場合は、受託者が用意する。
 - （2）警備本部
 - ア 警備実施中は、警備受信装置を常時監視し、緊急対処要員との連絡体制を保持する。
 - イ 異常信号を受信した場合は、緊急対処要員へ連絡し、現場確認、関係機関への通報その他必要な対応を指示する。
 - （3）異常事態発生時の対応
 - ア 緊急対処要員は、警備本部との連絡を保持し、異常事態が発生した場合は、直ちに当該施設へ急行して状況を確認する。
 - イ 現場の状況に応じて被害の拡大防止に必要な初期対応を行い、警察署、消防署その他の関係機関へ通報する。
 - ウ あらかじめ定められた委託者の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。
 - （4）事故報告
 - ア 事故又は異常事態が発生した場合は、直ちに電話その他の方法により報告し、後刻、書面により報告する。
 - （5）定例報告
 - ア 別紙 3 で定める施設については、1 月分の警備装置の作動開始及び解除の時刻を取りまとめ、翌月に報告する。

7 緊急連絡者

- (1) 委託者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 緊急連絡者に変更がある場合は、委託者は遅滞なく受託者へ通知する。
- (3) 受託者は、緊急連絡者の個人情報を厳重に管理し、本業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。本業務の終了後は、当該情報を確実に廃棄する。

8 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、委託者及び受託者が相互に預託し、それぞれ厳重に取り扱い、保管するものとする。

9 警備装置の保守点検

受託者は、施設に設置した警備装置及び通信機器の機能を正常に維持するため、受託者の責任において必要な保守点検を行うものとする。

10 秘密の保持

受託者は、本業務の実施により知り得た委託者及び施設に関する情報を第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後も同様とする。

11 その他

- (1) 施設ごとの警備実施時間、報告事項及び特記事項は、別紙 2 及び別紙 3 のとおりとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

対象施設一覧

№	施設名	所在地
1	第一学童クラブ	府中市寿町 2 丁目 6 番地
2	第一学童クラブ分館	府中市寿町 2 丁目 6 番地 8
3	第二学童クラブ	府中市緑町 1 丁目 2 9 番地
4	第二学童クラブ分館	府中市緑町 1 丁目 3 5 番地 1
5	第四学童クラブ	府中市白糸台 1 丁目 5 9 番地
6	第五学童クラブ	府中市本宿町 1 丁目 5 1 番地
7	第五学童クラブ分館	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地
8	第七学童クラブ	府中市北山町 2 丁目 2 0 番地
9	第九学童クラブ	府中市栄町 3 丁目 7 番地
1 0	第十学童クラブ	府中市若松町 4 丁目 3 2 番地
1 1	武蔵台学童クラブ	府中市武蔵台 2 丁目 3 番地
1 2	住吉学童クラブ	府中市住吉町 2 丁目 3 0 番地
1 3	新町学童クラブ	府中市新町 1 丁目 2 9 番地
1 4	本宿学童クラブ	府中市本宿町 4 丁目 1 9 番地
1 5	白糸台学童クラブ	府中市白糸台 2 丁目 1 8 番地
1 6	矢崎学童クラブ	府中市矢崎町 4 丁目 9 番地
1 7	若松学童クラブ	府中市若松町 3 丁目 3 番地
1 8	小柳学童クラブ	府中市小柳町 4 丁目 4 5 番地
1 9	南白糸台学童クラブ	府中市押立町 2 丁目 2 5 番地
2 0	四谷学童クラブ	府中市四谷 3 丁目 2 7 4 0 番地
2 1	南町学童クラブ	府中市南町 3 丁目 6 番地
2 2	日新学童クラブ	府中市日新町 5 丁目 2 2 番地

警備実施時間

区分	対象施設	警備実施時間
本館等	別紙 1 の№ 1、№ 3、№ 5、№ 6 及び№ 8 から№ 2 2 まで	平日 19 時 15 分から翌日 10 時まで 学校休業日（一日開館日） 19 時 15 分から翌日 7 時 45 分まで 休館日 19 時 15 分から翌日 19 時 15 分まで
第一学童クラブ分館	別紙 1 の№ 2	平日 18 時 15 分から翌日 11 時まで 土曜日 17 時 15 分から翌日 11 時まで 休館日 23 時から翌日 11 時まで
第二・第五学童クラブ分館	別紙 1 の№ 4 及び№ 7	開館日 18 時 15 分から翌日 9 時 30 分まで 休館日 9 時 30 分から翌日 9 時 30 分まで

1 本館等

- (1) 休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始及び臨時休館日とする。
- (2) 学校休業日は、休館日を除く学校の休業日とする。

2 各分館

- (1) 施設の都合により休館日等が変更された場合は、警備実施時間も当該変更に合わせて変更する。

施設別特記事項

1 本館等 19 施設

- (1) 既設警備装置の対象範囲に応じ、侵入、火災、ガス漏れ等の異常を監視する。
- (2) 施設図面及び現行の機器構成を参考として、必要かつ適切な警備体制を確保する。

2 第一学童クラブ分館

- (1) 警備装置の作動開始及び解除に使用するカード等は、受託者が用意する。
- (2) 緊急対応要員が付近の他の警備対象施設へ立ち寄る場合又は付近を走行する場合は、可能な範囲で施設外部を確認するよう努める。

3 第二学童クラブ分館

- (1) 1 月分の警備装置の作動開始及び解除の時刻を取りまとめ、翌月に報告する。
- (2) 緊急対応要員が付近の他の警備対象施設へ立ち寄る場合又は付近を走行する場合は、可能な範囲で施設外部を確認するよう努める。

4 第五学童クラブ分館

- (1) 想定する警備機器は、コントローラー、センサーインターフェース、無線通信アダプター、フラッシュライト、マグネットセンサー及びインフラレッドセンサーとする。
- (2) 1 月分の警備装置の作動開始及び解除の時刻を取りまとめ、翌月に報告する。
- (3) 第五学童クラブ分館で異常事態が発生した場合は、第五学童クラブ本館の外部も確認するよう努める。